

仕 様 書

1 件 名

文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会報告書作成業務委託

2 対象施設

- (1) 実施場所 小日向台町小学校 文京区小日向二丁目 3 番 8 号 TEL03(3947)2371
- (2) 敷地面積 7,047.13 m²
- (3) 延床面積 4,594.1 m²

3 期 間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

4 概 要

- (1) 小日向台町小学校等改築工事に伴い、同校の課題を整理分析検討し、小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会（以下、「委員会」という。）への検討素材を作成・提供・取りまとめること。
- (2) 委員会での議事を取りまとめるとともに、委員会の検討内容に基づき、小日向台町小学校等改築基本構想及び概略図面を文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会報告書として作成すること。

5 委託内容

(1) 学校周辺の現況調査及び整理・分析

学校敷地及び周辺の都市計画法、建築基準法等の制約条件、敷地の立地条件、建築物の配置計画上の条件、施行上の技術条件、資材搬入路等の周辺交通条件等の既存情報を整理・分析すること。

(2) 改築と条件の整理・検証

学校施設規模、所要室構成、校地利用、学校施設開放利用、周辺公共施設、周辺まちづくりへの配慮等の課題などを計画と条件として整理し、検討資料として取りまとめること。

(3) 改築計画案の調査・研究

ア 改築のゾーニング計画、アプローチ計画等の検討を行い、計画案を作成するとともに、動線計画、外構計画、日影調査・分析、全体工程表の作成、工事・工法等の調査研究を行うこと。

イ 必要に応じて、隣接する文京区立小日向台町幼稚園（文京区小日向二丁目 3 番 2 号）を含めた一体的な整備について検討を行うこと。

ウ 小日向台町小学校では、校舎の増築が予定されているため、増築計画を考慮した改築計画案の検討を行うこと。

(4) 委員会の運営補助（5 回程度開催予定）

ア 委員会用資料を作成し、委員会開催時に必要部数を用意すること。

イ 委員会に出席し、資料等の説明とともに、委員会で討議された内容について、建築技術面・法規制面等の専門的観点から助言、検証すること。

ウ 委員会開催ごとに会議録を調製すること。会議録は全文筆記及び要約筆記の 2 種類を作成すること。

(5) 報告書の作成

ア 検討委員会で検討された内容を整理し、十分に把握した上、全体の取りまとめを行い、基本構想を作成すること。

イ 改築の規模形式、内容等の基本的条件を確認するため、必要な概要図面を作成すること。

6 成果物

(1) 文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会報告書 5 部

(2) 文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会報告書《資料編》 5 部

※委員会資料、議事録（要約筆記版）など報告書を補完する資料

(3) 概略図面（ゾーニング図、工程表等） 1 部

(4) 電子データ（上記(1)(2)(3)を記録したメディア） 1 式

(5) 委員会議事録（要約版） 回毎に 1 部

※委員会終了後 10 日以内に提出すること。

7 納品場所

文京シビックセンター20 階学務課

8 支払方法

検査合格の後、受託者からの請求書に基づき一括で代金を支払うものとする。

9 その他

(1) 資料の作成に当たっては、事業執行担当者と協議の上、作成すること。

(2) 本業務は、令和 3 年度に実施した「文京区立小日向台町小学校等改築基本構想検討委員会報告書作成業務委託」において取りまとめられた調査資料や協議内容を踏まえ、検討を行うこと。

(3) 作業に必要な原材料及び機器は、受託者の負担とする。

(4) 作業終了後は、原状に回復し、原材料等を現場に放置しないこと。

(5) 作業中に事故が発生した場合には、速やかに事業執行担当者に報告すること。

(6) 作業に伴い第三者に損害を及ぼした場合は、受託者の責任において賠償すること。

(7) 本契約の履行に当たり、文京区個人情報の保護に関する条例（平成 5 年 3 月文京区条例第 6 号）を遵守すること。

(8) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査書（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

(9) 本契約の履行に当たり、文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例（平成 20 年 9 月文京区条例第 45 号）を遵守すること。

- (10) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）を遵守し、また文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 28 年 3 月文京区訓令第 13 号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的な取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (11) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成 25 年 9 月文京区条例第 39 号）第 7 条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（平成 29 年 3 月 14 日 28 文総総第 1311 号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。
- (12) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、契約事務担当と協議の上決定する。
- (13) (12)に関することを除く受託履行上の打合せ事項に関しては、事務執行担当者を行うこと。

10 連絡先

契約事務担当	総務部契約管財課契約係	TEL 03-5803-1150
事業執行担当者	教育推進部学務課施設担当 谷津	TEL 03-5803-1297